

地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおける公的研究費の不正使用防止基本方針

策定 平成 28 年 2 月 19 日
最終改正 平成 31 年 3 月 14 日

大学・試験研究機関等の研究者等による国等から配分される公的研究費の不正使用は、科学技術及びこれに関わる者に対する国民の信頼を裏切るものである。また、無駄の徹底排除など研究費の効率的な執行も求められている。

不正事案が起きる原因・背景には、研究者等の意識の希薄さや研究費使用ルールの理解不足、大学・試験研究機関等の管理体制の不備等が指摘されているところである。

今後、研究活動を一層推進する観点から、地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおける公的研究費の管理・監査実施基準第 2 条第 4 項に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）における公的研究費の不正使用防止基本方針を策定し、以下に掲げる事項を基本として取り組むこととする。

1 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

法人は、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、公的研究費の使用ルールの明確化、関係者の意識向上、不正事案の調査・報告・処理体制の整備等に取り組む。

2 研究費の適正な運営・管理活動の実施

策定した公的研究費の不正使用防止計画を踏まえ、研究費の使用に係る適切な執行管理を実施する。

3 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用に関するルール、不正事案の通報等について相談を受け付ける窓口を整備するとともに、不正使用防止に係る規程類の周知を図る。

4 モニタリング体制の整備

法人のモニタリングが有効に機能する体制となっているかを定期的を確認するとともに、内部監査を適切に実施する。

附 則

この方針は、平成 28 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 31 年 3 月 14 日から施行する。